

ファイザー公告 04-5 号

令和 5 年 2 月 27 日

被保険者 各位

ファイザー健康保険組合

理事長 相原 修



任意継続被保険者標準報酬の件

令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬につきまして、法 47 条の規定により
下記の通り公告いたします。

記

1. 標準報酬月額の上限 : 680,000 円
令和 4 年 9 月 30 日現在の全被保険者の
標準報酬月額平均 665,125 円に基づく。
2. 標準報酬等級の上限 : 36 等級
3. 適用期間 : 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

以上